

介護保険料(令和3年度～令和5年度)

保険料段階	対象となる方(所得基準)		負担割合	年間の保険料額(円)	おおむねの月額(円)	
第1段階	・生活保護または中国残留邦人等支援給付受給の方 ・世帯全員が市町村民税非課税で、老齢福祉年金受給の方		基準額×0.30 (基準額×0.50)	22,730 (37,890)	1,894 (3,158)	
第2段階	本人が市町村民税 非課税 の方	世帯の全員が市町村民税非課税の方	本人の前年中の「課税年金収入額」と「合計所得金額」※の合計額が80万円以下の方	基準額×0.30 (基準額×0.50)	22,730 (37,890)	1,894 (3,158)
第3段階		本人の前年中の「課税年金収入額」と「合計所得金額」※の合計額が120万円以下の方	基準額×0.40 (基準額×0.65)	30,310 (49,250)	2,526 (4,104)	
第4段階		上記以外の方	基準額×0.70 (基準額×0.75)	53,040 (56,830)	4,420 (4,736)	
第5段階		世帯内に市町村民税課税者がいる方	本人の前年中の「課税年金収入額」と「合計所得金額」※の合計額が80万円以下の方	基準額×0.90	68,200	5,683
第6段階		上記以外の方	基準額	75,780	6,315	
第7段階	本人が市町村民税 課税 の方	本人の前年中の「合計所得金額」※が125万円未満の方	基準額×1.15	87,140	7,262	
第8段階		本人の前年中の「合計所得金額」※が125万円以上200万円未満の方	基準額×1.25	94,720	7,893	
第9段階		本人の前年中の「合計所得金額」※が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.50	113,670	9,473	
第10段階		本人の前年中の「合計所得金額」※が300万円以上350万円未満の方	基準額×1.65	125,030	10,419	
第11段階		本人の前年中の「合計所得金額」※が350万円以上500万円未満の方	基準額×1.75	132,610	11,051	
第12段階		本人の前年中の「合計所得金額」※が500万円以上700万円未満の方	基準額×2.00	151,560	12,630	
第13段階		本人の前年中の「合計所得金額」※が700万円以上1,000万円未満の方	基準額×2.20	166,710	13,893	
第14段階		本人の前年中の「合計所得金額」※が1,000万円以上1,500万円未満の方	基準額×2.40	181,870	15,156	
第15段階		本人の前年中の「合計所得金額」※が1,500万円以上2,000万円未満の方	基準額×2.60	197,020	16,418	
第16段階		本人の前年中の「合計所得金額」※が2,000万円以上の方	基準額×2.80	212,180	17,682	

※ 合計所得金額(地方税法292条第1項第13号)とは、年金・給与・事業等の収入金額から必要経費に相当する額を控除した金額で、扶養控除や医療費控除等の税法上の各種所得控除や、土地、建物や株式の譲渡所得がある場合の特別控除、繰越控除等を行う前の金額です。ただし、平成30年度からは、保険料段階の判定において、土地や建物の譲渡所得に特別控除がある場合には、合計所得金額から特別控除額を控除した額を用い、さらに本人が市町村民税非課税の場合には、当該合計所得金額から、公的年金等に係る雑所得を控除した額を用います。また、令和3年度から、税制改正により給与所得控除額及び公的年金等控除額が10万円引き下げられますが、保険料段階の判定に影響が及ばないように、所得指標となる合計所得金額の算定方法を見直します。この見直しは、令和3年度の市町村民税決定後に、保険料を算定する際に適用となります。

※ 課税年金収入額とは、非課税年金(遺族、障害、老齢福祉年金)を除く公的年金等収入額をさします。

※ 第1段階から第4段階の方の年間保険料額は、政令に基づき本来額(上の表中()内の額)から減額されています。